

令和4年度

定期監査及び行政監査報告書

安芸高田市監査委員

目 次

令和4年度定期監査及び行政監査報告書

第1	定期監査	1
1	監査の概要	1
(1)	監査の種類	1
(2)	監査の対象部局	1
(3)	監査の基本方針と着眼点	1
(4)	監査の対象期間	1
(5)	監査の実施期間	1
(6)	監査の場所	1
(7)	監査の手続	1
2	監査の結果	2
(1)	総合窓口課	2
(2)	税務課	2
(3)	社会環境課	3
第2	行政監査	4
1	監査の概要	4
(1)	監査の種類	4
(2)	監査の対象部局	4
(3)	監査の基本方針と着眼点	4
(4)	監査の対象期間	4
(5)	監査の実施期間	4
(6)	監査の場所	4
(7)	監査の手続	4
2	監査の結果	5
(1)	総合窓口課	5
(2)	税務課	5
(3)	社会環境課	6

第1 定期監査

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象部局

市民部（総合窓口課、税務課、社会環境課）

(3) 監査の基本方針と着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているか確認することを基本方針とし、次の項目を着眼点として実施した。

ア 業務委託の手続きは適正に行われているか。

イ 工事の執行は適正に行われているか。

ウ 補助金の交付は適正に行われているか。

エ 備品の購入は適正に行われているか。

オ 公印の管理は適正に行われているか。

カ 給与（時間外勤務手当等）は適正に支給され、かつ、勤務時間や休暇は適正に取り扱われているか。

キ 公用自動車の使用は適正に行われているか。

(4) 監査の対象期間

令和4年4月1日から令和4年10月31日まで

(5) 監査の実施期間

令和4年11月28日から令和5年2月21日まで

(6) 監査の場所

安芸高田市役所第1庁舎監査委員事務局

(7) 監査の手続

あらかじめ資料の提出を求め、関係書類や帳票等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど、通常実施すべき監査の実施手続により実施した。

2 監査の結果

監査の実施手続をもって試査により実施したほか、事務の手続は適正に行われているかという点に着眼して関係書類の確認及び質問を行った結果、執行状況は次のとおりである。なお、事務上の軽微な指摘事項については、監査の過程で指導をしたので記述は省略した。

(1) 総合窓口課

ア 業務委託の執行状況について

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

イ 工事の執行は適正に行われているか。

該当がない。

ウ 補助金の交付は適正に行われているか。

該当がない。

エ 備品の購入は適正に行われているか。

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

オ 公印の管理は適正に行われているか。

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

カ 給与（時間外勤務手当等）は適正に支給され、かつ、勤務時間や休暇は適正に取り扱われているか。

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

キ 公用自動車の使用は適正に行われているか。

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(2) 税務課

ア 業務委託の執行状況について

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

イ 工事の執行は適正に行われているか。

該当がない。

ウ 補助金の交付は適正に行われているか。

該当がない。

エ 備品の購入は適正に行われているか。

該当がない。

オ 公印の管理は適正に行われているか。

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

カ 給与（時間外勤務手当等）は適正に支給され、かつ、勤務時間や休暇は適正に取り扱われているか。

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

キ 公用自動車の使用は適正に行われているか。

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(3) 社会環境課

ア 業務委託の執行状況について

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

イ 工事の執行は適正に行われているか。

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

ウ 補助金の交付は適正に行われているか。

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

エ 備品の購入は適正に行われているか。

該当がない。

オ 公印の管理は適正に行われているか。

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

カ 給与（時間外勤務手当等）は適正に支給され、かつ、勤務時間や休暇は適正に取り扱われているか。

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

キ 公用自動車の使用は適正に行われているか。

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

第2 行政監査

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

(2) 監査の対象部局

市民部（総合窓口課、税務課、社会環境課）

(3) 監査の基本方針と着眼点

事務事業の課題に迅速かつ適正に取り組んでいるか、また、組織機構が有効に機能しているか確認することを基本方針とし、次の項目を着眼点として実施した。

ア 事務事業の執行に当っては、市民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

イ 社会情勢や行政需要の変化への対応はなされているか。

ウ 事務処理は能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

エ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

オ 組織は簡素で、かつ、合理的なものになっているか。

カ 各部局間の連携、整合性、総合性がとれ、公平性、信頼性が確保されているか。

(4) 監査の対象期間

令和4年度

(5) 監査の実施期間

令和4年11月28日から令和5年2月21日まで

(6) 監査の場所

安芸高田市役所第1庁舎監査委員事務局

(7) 監査の手続

事務事業における課題と取組みの状況調書の提出を求め、定期監査時に監査委員による監査の対象とした部局からの説明、質疑応答等を実施した。

2 監査の結果

事務事業における課題と取組みの状況について監査した結果は次のとおりである。

(1) 総合窓口課

ア マイナンバーカード交付事業

国が令和5年3月末までにほぼ全国民にマイナンバーカードを行き渡らせることを目指し、様々な事業を展開しているが、本市においても取得促進に向けた取組みを進めていく必要がある。

マイナンバーカードは、令和4年12月末時点で約16千枚、59.5%の取得率となっている。外部委託で出張・休日対応、チラシ配布などを行い、精力的に取得率向上に取り組んでいる。マイナンバーカードは、身分証明をはじめ今後の行政手続きなど多目的に利用でき、行政のICT化に大きく寄与するものであるから、引き続き取得率の向上に取り組んでいただきたい。

イ 戸籍住民基本台帳事務

窓口業務の一部民間委託は事務分担が明確になり、事務の効率化につながっている。また、フロアマネージャーの配置は、市庁舎全般の総合案内として市民サービスの向上に努めている。今年度に導入した「らくらく窓口証明書交付サービス」により更なる利便性の向上及び窓口の混雑緩和に努める。

窓口業務のワンストップサービスは、市民の好評を得ているものの、窓口の渋滞を招いているきらいがある。令和4年10月からはじまった「らくらく窓口証明書交付サービス」は、マイナンバーカードを使って住民票、印鑑証明書、所得証明書などの引換券を発行し、短時間で申請が行えるものである。

窓口サービスは、市民との重要な接点の一つであり、今後も利便性の向上に努めていただきたい。

(2) 税務課

ア 税務管理事業

課税の正確性を高めることと、複雑化する税制度に対応するため職員の能力向上が必要である。

税務関係業務は、一般事務に比べ専門性が高く、難解な税制度と複雑な計算式などを理解する必要がある。このため、研修等による知識の習得とOJTなどの実務体験が必須であり、随時研修会を実施している。

税制度は、政策等に連動して改正を重ねており、理解不足等による間違いは

許されない。今後も知識、実務の研鑽に努めていただきたい。

イ 賦課徴収事業

適正な課税及び安定した税収の確保を図っている。

税の徴収業務は、滞納者の場合プライベートな部分に接する必要がある、特段の配慮を要する業務である。このため、徴収技術の向上を図り、機能的徴収を行うため滞納整理対策本部での情報共有を行っている。

休日夜間相談、臨戸訪問等により税収の確保を図っているが、引き続き滞納者との信頼関係を築きながら、税収の向上に努めていただきたい。

(3) 社会環境課

ア 人権推進事業

コロナ禍の中、多文化共生の交流事業の実施が計画的にできない状況がある。

多文化共生・交流事業は、地域と外国人市民が言葉や習慣の壁を越えて互いに認めあい、共生することで成立する社会の構築を目的とする事業で、NPO団体とともに取り組んでいる。外国人市民が地域の行事や活動に参加することで効果があがるが、三密を避ける政策により多くの事業が中止・縮小となり、十分な成果をあげていない。

今後は、コロナ禍が終息するまでは、外国人市民や地域住民に、多文化共生の意義や、共生することで得られる効果などを啓蒙し、事業の進展を図っていただきたい。

イ 人権福祉センター運営事業

3つの人権福祉センターを拠点に、運営及び事業実施の仕組みづくりを徐々に確立してきている。

市内3カ所の人権福祉センターは、同和問題をはじめとする人権啓発のシンボリック的存在として機能してきた。現在は暮らしの相談などの業務を並行して行い、地域の拠点となっている。今後も機能を失うことなく、適切な運営に努めていただきたい。

ウ 環境政策事業

野焼き、騒音等の苦情が後を絶たない。

野焼きは、農村地帯に特有の焼却作業であるが、制限規則が消防署や環境省で異なっており、可否の判断等指導が難しい面がある。悪臭、不法投棄など種々

の苦情問題があるが、相隣関係や相互理解を念頭に、今後とも粘り強く問題解決にあたっていただきたい。

エ 動物管理指導事業

犬猫の飼い方、野良犬・野良猫の苦情が後を絶たない。

近年のペットブームや飼育放棄による野良犬、野良猫の増加が地域住民の苦情となっている。迷い犬については、飼主又は広島県動物愛護センターへ引き渡す間の飼養を民間業者に依頼することができるようになり、職員の業務を削減することができた。

また野良猫については、広島県地域猫活動ガイドラインに基づく地域猫活動の取組みを推奨している。悪臭、住居侵入など種々の苦情問題があるが、相隣関係や相互理解を念頭に、今後とも粘り強く問題解決にあたっていただきたい。

オ 葬斎場運営事業

電気代や燃料費高騰の影響を受けやすい。冬季の融雪電力契約を停止したため、除雪が必要である。

電気料の高騰により、指定管理施設である葬斎場の電力契約を見直し、葬斎場進入スロープの融雪ヒーターの使用を停止したため、除雪方法を検討する必要がある。当地は市内でも積雪量の多い地域であり、今後も頻発する懸念があることから、電力の再契約や小型除雪機の導入など費用対効果の高い方策を検討のうえ、支障のない運営ができるよう努めていただきたい。

カ 塵芥処理事業

芸北広域環境施設組合の負担金が高額となっている。今後のごみ処理方法、施設改修・建設の検討中である。

芸北広域環境施設組合の負担金は、本市及び北広島町でのごみ収集量等によって決定される。使えるごみをリユースしたり、リサイクル可能なごみを資源ごみとして分類したりすれば組合への搬入は減り、負担金の削減につながる。フードバンクによる食品ロスの減少、地域団体による古紙回収、粗大ごみの再生利活用など多角的な検討を行い、負担金の低減、処理場の長寿命化を図っていただきたい。